

「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」の設置について

2020年11月17日
日本証券業協会

1. 趣旨

政府の成長戦略及び規制改革実施計画等において、非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化に向けた検討が行われる旨、謳われており、金融庁では、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、成長資金の円滑な供給に向けた非上場株式等の発行・流通市場の見直し等について検討されているところである。

これら具体策の検討に当たっては、非上場株式取引制度が広く利用されるものとなるよう、市場関係者等のニーズを的確に把握し、それを踏まえた枠組みを検討していくことが重要であると考えられる。

については、本協会として、金融庁とも連携しつつ、市場関係者のニーズ等に基づいて非上場株式取引制度の課題・改善策について検討するため、自主規制会議の下部機関として「非上場株式の発行・流通市場の活性化に関する検討懇談会」（以下「本懇談会」という。）を設置することとする。

2. 検討事項

次の内容に関し、市場関係者のニーズ等を踏まえつつ、検討を行う。

- ① 市場関係者（発行会社、投資家、市場仲介者）からの視点での我が国非上場株式取引制度の課題・改善策
- ② 海外制度を踏まえた我が国の非上場株式取引の発行市場・流通市場の在り方について
- ③ その他

3. 構成及び運営

- (1) 本懇談会の委員は、20名程度とする。
- (2) 本懇談会の委員は、会員の役職員、有識者、市場関係者により構成する。
- (3) 本懇談会には、委員から選任した座長を置く。
- (4) 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 本懇談会は、その検討状況について、適宜、自主規制会議及びエクイティ分科会に報告する。

4. 事務の所管

本懇談会の事務は、本協会自主規制本部エクイティ市場部が担当する。

以 上